## 第三次行財政改革大綱(案) 用語解説

注釈	該当箇所	用語	用語の説明
<b>※</b> 1	P 3	アウトソーシング	「民営化」「指定管理者制度」などの手法
			により、民間により施設管理運営や業務の
			実施が行われること。
			民間の持つノウハウが活用され、住民サ
			ービスの向上や効率的な管理運営が行わ
			れることが期待される。
<b>※</b> 2	P 4	普通交付税の合併算	旧合併特例法の「合併後 10 年間は、合
		定替措置	併前の市町村ごとに算定した普通交付税
			の総額を配分する」という定めに基づく措
			置。
			配分額は合併 11 年目から段階的に減ら
			され、16年目には純粋に一つの自治体とし
			て算定(一本算定)される。
<b>※</b> 3	P 4	義務的経費	一般歳出のうち、支出することが制度的
			に義務づけられている経費のこと。人件費
			(職員の給料や議員の報酬)、扶助費(社会
			保障制度の一環として、児童・高齢者・障
			害者・生活困窮者などに対して国や地方公
			共団体が行う支援に要する経費) および公
			債費(公債の償還や利子の支払いに要する
			経費)の3つからなる。
<b>※</b> 4	P 5	市税	個人市民税や法人市民税などの市民税、
			土地及び家屋並びに償却資産などの固定
			資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税
			などのこと。
<b>※</b> 5	P 6	市債	市が建設事業等の財源を調達するため
			に行う借金。
\ <b>'</b>	D.1.0	一七八路)四人	/4 to b to Λ (→ Λ) 1
<b>※</b> 6	P 1 0	一元利償還金	借りたお金(元金)と、それに対する利
			子を支払う金額のことで、地方債(特定の
			歳出に充てるため、地方自治体が年度を越
			えて元利を償還する借入金)の償還金(返
\ <b>9</b> / =	D 4 0	※ 一イルを、四人	済金)のこと。
<b>※</b> 7	P 1 0	準元利償還金 	地方債の元利償還金に準ずるもの。

注釈	該当箇所	用語	用語の説明
<b>*</b> 8	P 1 0	標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収 入されるであろう経常的一般財源の規模 を示すもので、標準税収入額等に普通交付 税を加算した額。
<b>※</b> 9	P 1 0	健全化判断比率	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき定められた、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率のこと。 比率ごとに、基準が定められ、その基準をもとに健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の3つの段階に区分される。早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、健全化計画の策定や外部監査の義務付けなどにより、財政健全化を図ることになる。
<b>%10</b>	P 1 4	行政評価	市が行う事務事業等について、一定の基準、指標をもって、コストや成果を把握して、必要性、効率性、有効性、優先性、公平性を判定し、次の契約や予算などに反映させるための総合的な評価のこと。
<b>%</b> 11	P 1 4	PDCAサイクル	Plan(計画) → Do(事業の実施) → Check(評価) → Action(改善・改革)のマネジメントサイクルを行政活動に組み入れて、市民志向の視点から成果等を評価し、次の計画に結びつけること。
<b>※</b> 12	P 1 5	人事評価制度	職員の能力や実績を適正に評価することにより、組織の人材育成と効果的な人材活用を行うこと。
<b>※</b> 13	P 1 6	トップマネジメント	経営方針などの重要事項について、意志 決定を行う経営管理組織の最上層部の機 関のこと。
<b>%14</b>	P 1 7	ふるさと納税	新たに税を納めるものではなく、自分が 貢献したいと思う"ふるさと"への寄附金 のことで、個人が2,000円を超える寄付を おこなった時に住民税と所得税から一定 の控除を受けることができる制度。

注釈	該当箇所	用語	用語の説明
<b>※</b> 15	P 1 7	受益者負担	特定の公共事業に必要な経費にあてる ため、その事業によって特別の利益を受け る者に経費の一部を負担(各種の公共料 金,使用料,手数料など)させること。
<b>※</b> 16	P 1 7	<b>債権</b>	金銭の給付を目的とする地方公共団体 の権利のこと(地方自治法第240条第1項 に規定)。
*17	P 1 7	経常経費	毎年度連続して固定的に支出される経費のこと。 例えば、職員等の人件費、社会保障関係費用等の扶助費、光熱費や消耗品費等の物件費、維持補修費、地方公共団体が借り入れた借金(地方債や一時借入金)の元利償還金等の公債費など。
<b>※</b> 18	P 1 7	補助金・負担金	各種団体に対する助成金や一部事務組合 への負担金などのこと。
<b>%</b> 19	P 1 8	八代市公共施設等総 合管理計画	公共施設マネジメントを推進し、戦略的な資産経営、財政負担の軽減・平準化し、持続可能なまちづくりを目指すため、公共施設等の現状や将来の見通し、管理に関する基本的な方針をまとめた計画。
<b>*20</b>	P 1 9	情報通信技術	情報処理および情報通信、コンピュータ やネットワークに関連する諸分野におけ る技術・産業・設備・サービスなどの総称。
<b>*21</b>	P 1 9	情報インフラ	情報システムを稼動させる基盤となる コンピュータなどの機材、ソフトウェアや データ、通信回線やネットワークなどの総 体のこと。
*22	P 1 9	無線通信	伝送路として線を使わない電気通信のこと。配線が不要なため、スペースの有効利用、広範囲でのインターネット利用が可能になる。

注釈	該当箇所	用語	用語の説明
<b>※23</b>	P 1 9	マイナンバーカード	本人の申請により取得できるプラスチック製のICチップ付きカード。券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が表示される。 本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax(国税電子申請・納税システム)等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスに利用することができる。
*24	P 1 9	情報セキュリティポ リシー	本市の情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたもの。
<b>※25</b>	P 2 0	パブリックコメント	行政機関が規制の設定や改廃をすると き、原案を公表し、国民の意見を求めそれ を考慮して決定する制度。
<b>※26</b>	P 2 1	住民自治	地域の行政が、そこで生活している住民 の意思と責任に基づいて処理されること。
*27	P 2 1	地域協議会	地域住民や各種団体等で構成され、地域の課題や問題点を協議し、解決する意思決定及び活動機関。市と対等なパートナーとして、パートナーシップを締結している。
*28	P 2 1	NPO	ノン・プロフィット・オーガニゼーション (Non-Profit Organization)の略で民間の非営 利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。なお、活動で得た収益は 団体の活動目的を達成するための費用に充てている。